

書評

鷺田清一著

『哲学の使い方』

(岩波新書、2014年)

菊地建至

鷺田清一によるコンパクトな「哲学の使い方」。期待を持って本書を手にしたひとは多いだろう。著者は西洋近現代哲学の研究者として活躍した後、1990年代から「臨床哲学」の旗を掲げた。また、一貫して「問いの書き換えのプロセスとそのシェア」を重視する思考と生によって、様々な事象や意味の探究と著述にかかわり、随所でわたしたちに哲学を表してきた。本書もその一環であり、とくに「哲学の臨床という作業」に光を当てる新書として貴重なものである。

「哲学の臨床」は、本書においてもゆるい概念である。しかし、著者の焦点は不明ではない。本書には、著者がこの社会や学問・哲学史をどう見るかという考察と連動し、下に記すことの生成や意味を解明せんとする試みがある。すなわち、哲学する者が「事実人びとがどのような方針でどのように身を処しているかをまずはしっかり見る、そして聴くということ」、「時代をみ(視・診・看)て」エッセイに取り組みこと、「哲学のフィールドワーク」、哲学カフェを市中で開く実践や哲学カフェのファシリテーション、これらの生成や意味である。

著者はそうした哲学の臨床(哲学のフィールドワーク)が出てくるのは歴史と社会の中であることを重視する。「哲学の使い方」を書名に掲げる本書の核心、「哲学の臨床」が主題として重点的に論じられるのに先立って、本書の三分の二近くの分量が費やされるのはそのためであろう。とはいえ、そう理解してもなお、本書はこのように「哲学について」詳しいけれど、「哲学の使い方に関心を持って」読むひとがこの本に思うもどかしさ、なかでも、自分でも哲学の臨床を重視して哲学することに関心があるひとがこの本に思うもどかしさは否めないように思われる。

本書は、これの学術的評価を云々すること、個々の点を論難すること等がさらなる実践や研究の進

展、創造的なことにつながるというものではないだろう。そういう面での書評はしない。むしろ、上記のもどかしさに関連して評者の関心から著者に尋ねたいことを記す。紙幅の都合上、評者の関心を絞れば、以下の二点である。すなわち、哲学の使い方を論じる本書の著者は、読者が本書を使うことに関してどう考えるのか、そして、著者はどのように哲学のフィールドワークを実行しているのか、これら二点である。

1 『哲学の使い方』は、哲学及び哲学の臨床がどう歩んできたのかを示す書として、つまり哲学史や社会・学問史の本として残ると思われる。読者は本書のいたるところで著者が哲学や哲学史について何を重視するかを、また、著者がその視角から従来の学術研究や日本の社会とその大学教育の何が「いびつ」であり「不遜」であるとみなすかを読むことができる。しかし、いまなお——著者が膨大なエッセイ群を発表し、著者を励みや前例のひとつとして多くのひとによって哲学の臨床の活動や対話・思考が重ねられている現在——「哲学の使い方」と題する本書(新書)の大部分がそうした内容に費やされるのは、なぜなのか。著者はこの構成によって、哲学するひとが哲学と本書『哲学の使い方』にどのようにかわると想像するのか。著者に尋ねたいことであり、評者も考えることである。

2 学術研究論文でなく、エッセイによって。このことに積極的な意味を認め、エッセイを書き続けてきた著者は、本書でもエッセイは何かに関して雄弁である。しかし、それに比して、哲学のフィールドワークを言いながら、哲学の(臨床の)フィールドノートや臨床記録は何かについて語らず、それらが示されることがないのはなぜなのか。哲学の臨床の中で、そのエッセイを執筆し公開する手前で、持続的なかわりの中での記録やノートがあるだろう。日々の哲学の使い方の熱心な読者、哲学のフィールドワークに興味を持ち自分もそのように哲学することに関心がある読者は、著者が実際にどうかわり、そのかわりを通してどのように記録や個別のノートをつけているのか、また、哲学の臨床の記録やフィールドノ

ツについてどのように考えているのか、著者自身にもそれらを記すことやその一部でも他人に表すことに関する悩みや疑問があるのだろうか、そういうことを、これからの日々の自分のために読みたいと思う。評者はその一人である。「哲学の使い方」を主題とする本書において、もし著者がエッセイについてと同じく重点的にフィールドノートや哲学の臨床の記録のあり方について論じることを意識的に控えたのであれば、それはなぜか。あるいは、哲学の臨床のエッセイとフィールドノートに違いはないということなのか。著者に尋ねたいことであり、評者も考えることである。

菊地建至氏の書評への返信

鷺田清一

拙著『哲学の使い方』を丹念にお読みいただき、ありがとうございます。そしてその内容に関して、「もどかしい」という、わたしの偏愛する言葉で感想をお届けいただき、ありがとうございます。

質問を二つ、頂戴いたしました。一つは、『哲学の使い方』と題されているのに、日本の哲学とその教育の「いびつ」や「不遜」にあまりに多くの頁を費やし、読者に哲学の「使い方」の具体的な叙述にも足りなさを感じさせることになったその理由を問うものでした。

いま一つは、「臨床の記録」や「フィールドノート」のあり方について、具体的な記述がほとんどなされていないのはなぜか、というものです。

前者の問いからお答えします。

本書は、哲学を社会のさまざまな問題発生の現場でどう使うかのノウ・ハウを示そうとした、いわゆる「ハウツー本」ではありません。哲学の真価はその「使用」において問われるということ論じた、いわば哲学の原論です。1990年代に大阪大学で《臨床哲学》というプロジェクトを立ち上げたとき、大半の哲学研究者たちからは、それは哲学の応用編であり、哲学の周辺の活動にすぎないという、批判というよりは批判以前の反応しかありませんでした。それに対して、わたしたち

は大学に所属するそのような哲学研究者たちの「冷笑」にこそこの国の哲学の「病理」があると考え、それに反駁するよりは、大学外での《臨床哲学》の活動にこそ注力したいと考え、それを実践してきました。たとえば哲学カフェの活動にしても、いまでは全国で二県を除いてほとんどすべての県で展開されるまでになっています。それでもまだ、大学の哲学講座における哲学教育のあり方に大きな影響を与えているとは申せません。そこで哲学をその「使い方」において問うことの重大さについて、いちどきちんと論じておく必要があると考え、草したのがこの本です。哲学の「使い方」が哲学にとって周辺的な問題ではないことを、「哲学とは何か」という根本問題に立ち返って、しかも多くの頁を費やして論じているのも、そのためです。わたしは本書でこの国の哲学研究者に向けて「哲学の改造」の必要を強く主張しました。

このことが第二の問いにもつながります。わたしはこの本のなかで《臨床哲学》のマニュアルや方法の手ほどきについて書く気は毛頭ありませんでした。哲学の方法はそれが分析しようとする事象のほうに指し示すはずのもので、哲学においては方法を確定してから事象の分析にあたるというのは本末転倒だと考えてきたからです。こういう立場をわたしは「反・方法主義」と名づけておりまして、菊地さんにはひょっとしてお読みいただいているかもしれませんが、そのマニフェストともいべき論述を『思考のエシックス——反・方法主義論』（2007年、ナカニシヤ出版）のなかで詳しくおこないました。

そこで第二のご質問についてですが、ご推察どおり、わたしの手許には膨大な「臨床の記録」や「フィールドノート」があります。臨床での取材や哲学カフェにおいては、わたしはただ聞き書きをするのでなく、自身が議論に加わっていくわけですから、その場では若干のメモこそとれても、逐一、相手方の発言の記録をとることはできません。

フィールドメモは膨大にあるのに、それを本書で紹介していないのは、いくつかの理由があります。哲学カフェを例にご説明しましょう。

哲学カフェは、記録として再現するには分量が膨大すぎかつ冗長であるというだけでなく、そもそも発言の記録を逐一再現することに大きな意味を見だしていないことがあります。参加者の発言はつねに再録できるほど理路整然としたものであるわけではないし、またその発言の意味も言葉からだけで確定できるものではないからです。語りたくても語りえなかったこと、別の参加者の発言を妨げたくなくて言葉を呑み込んだこと、それらの一つ一つが哲学カフェの場では意味をもってきます。言葉の正確な再現よりもっと大事なことがカフェの場にはあります。

次に哲学カフェは一つの出来事です。そのつど異なる人たちがまるでセッションのように参加してこられるわけで、そのセッションに当日加わられた方々の顔ぶれでそのつど異なる出来事として生成します。同じことはだれがファシリテーターを務めるかにもよります。哲学カフェにはしたがって定型というものはありません。哲学カフェという出来事が内蔵しているこうした難しさについては、臨床哲学の仲間たちによる『ドキュメント臨床哲学』（2010年、大阪大学出版会）を、また哲学カフェの実際とそのいくつかの形については『哲学カフェのつくりかた』（2014年、大阪大学出版会）をご覧いただければ幸いです。

くりかえし申し上げますが、臨床哲学にはマニュアルというのはありません。そのつどのセッションともいべき出来事があるだけです。そのときメモはたくさんとりますが、出来事の流れを妨げないかぎりでのことです。いいかえると、多くのメモは現場ではなく、現場より戻ってから記載します。そのときすべてを実際の流れに沿って再現するのではなく、意味の深淺、議論の空気あるいは流れぐあい、印象深い発言、当日の場の設定の是非などについて、ある遠近法のなかでメモをとります。遠近法がすでに駆動しているのですから、それは解釈でもあります。だから発表する文章では「メモ」や「フィールドノート」を再録することは避けます。もうおわかりでしょうが、ここには文化人類学における「参与観察」、文学研究における「テキスト解釈」が孕むのと同じ問題が根本にあります。「記録」や「ノート」を提示

してどうなるものではないのです。下書きのときに使う「記録」や「ノート」が材料としてあって、それをもとに最終の論文としての表現があるといったような単純な問題ではないのです。

以上、『哲学の使い方』を草するにあたってわたしが採ったスタンスについて、述べさせていただきました。

宇佐美誠編著

『グローバルな正義』

(勁草書房、2014年)

福間 聡

本書は宇佐美誠氏の編著による、グローバルな正義について考察した諸論文から成る研究書である。本書は二部構成になっているが——「原理と構想」と題された第一部と「制度と実践」と名付けられた第二部——どちらの著者も理論的な視座からグローバルな正義について論じており、いわゆる南北間の格差、難民や不法移民の現状、多国籍企業がローカルな自然や文化を破壊している状況を告発し、それによってグローバルな倫理的義務（他国の人びとに対する慈善活動）の必要性を一般市民の心情に訴えかけるという形式の論文は本書には存在しない。それゆえ、「学」としてのグローバルな正義の在り方とこれからの有り様を追求している論文集であるといえるが、そのため本書はグローバルな正義を専門的に学びたい学部生以上の人びとが読者対象になっていると思われる。

評者が第一部で関心を抱いたのは「我々と特定の関係が形成されていない人びとに対しても（分配的）正義の要請は妥当するのか」という問題である。いわゆる「関係主義」とは、社会的協働や強制的な関係（社会实践）が存在しない人びととの間には正義の義務は発生しないという立場である。他方「非関係主義」は、そうした関係にない人びとに対しても正義の義務は妥当するという立場である。それゆえ前者においては、他国において困窮している人びとに対する（現状のような）援助義務以上の要請は存在せず、その義務の根拠

も人道主義的なものに留まることになる。それゆえ後者の立場を正当化することが援助義務以上のグローバルな正義を要求するためには必要となるが、この難問に第一部の各論者は取り組んでいる。宇佐美論文は基底的人権として「安全かつ健康的な最低限度の生存に要する諸財を求める生存権」を擁護し、長谷川論文は「シンボリック・ネットワーク」という形で全ての人びとの間に拡大しうる規範的な紐帯が存在することを主張し、後藤論文はセンの見地からロールズの「社会契約モデルを拡張する」ことを試み、瀧川論文は「宇宙主義」という観点から、この「非関係主義」の正当化を行っている。

第二部は各論となっており、森村論文は出国には規制が無いが入国には規制が存在するという非対称性の問題点を分節化し、リバタリアンの立場から様々な入国規制（移民規制）の擁護論に対して反論を行っている。森村論文は移民を一種のアントレプレナーと見なし、彼らの諸自由（移動・経済・結社）を保障すべきだと論じている。続く吉原論文は、南北間の経済格差は単に分配的な不正義の問題ではなく、先進国による途上国への搾取関係（先進国が途上国の経済的脆弱性を道具化することで、前者が後者の労働の成果を領有している系統的な関係）が存在していることを数理的な分析を通じて提起している。伊藤論文は貧困国から穀物を奪取し、富裕国に豊かな食を提供しているグローバル・フードシステムは、貧困国の人びとに危害を与えているのみならず、実際は富裕国の人びとにも不利益（不健康）を与えていることを示し、「適切な食への人権」の保障を要求している。最後に神島論文は、多国籍企業も正義の行為主体であり、政治的責任を負うことができるという理論を紹介している。

第一部、第二部の諸論文ともそれぞれの主題に関して説得的な論拠を提示していると思われる。あえて一つ難点をいえば、法・政治哲学が実践哲学の一分野であり、その理論の正しさを理解した人には、その理論が示している人びとのあるべき関係や制度を実現することに対する「動機付け」を与えることも意図しているとするならば、本書はそうした「行為指針性」を幾分欠いている様に

評者には思われた。グローバルな正義の実現のために我々は何を理解し、何を為せばよいのか。専門性を備えた精緻な理論と共に、読者の心を揺さぶるような議論がこの領域には必要であると思われる。

香川知晶・小松美彦編著

『生命倫理の源流—戦後日本社会とバイオエシックス』

(岩波書店、2014年)

堀田義太郎

本書は、同じ編者によって2010年に刊行された『メタバイオエシックスの構築へ——生命倫理を問いなおす』（NTT出版）の続編である。前著の対象が米国のバイオエシックスの歴史的検討にあったのに対して、本書の対象は副題通り、日本の生命倫理（学）にある。本書は二部に分かれており、第一部の六つの章が編著者たちの論文、第二部は日本の生命倫理学にとって重要な役割を担った「キーパーソン」へのインタビューによって構成されている。

本書の基本的な立場は「序論」(香川知晶氏執筆)に示されている。つまり「現状の『生命倫理』は生命の倫理を問うものであるようには思われない」と。それによれば、日本の生命倫理学は、米国バイオエシックスと同様、過去の議論の「自然科学と科学技術の意味自体をさまざまな観点から問い直そうとする多様性、豊饒性」を切り詰め、「縮約」していった結果である。米国のバイオエシックスも日本の生命倫理学も現状では、「既存の倫理学を生物医学という特定分野に応用」した「応用倫理学としての医療倫理」となっており、「医療と生命科学に対する批判的問いを消失し……医療内部の問題を社会的に受容させるための調整」役にしかなっていない。

こうした現状認識と評価に基づいて、本書の課題は、過去の議論の「豊饒な多様性、可能性」の確認・検討と、それを「縮約してきたメカニズム」の解明に設定されている。インタビューもそれぞれ非常に興味深いですが、ここでは議論の部分を取り

上げたい。その骨格は次のように要約できるだろう。

まず、現在の生命倫理（学）の問題設定は基本的に、「生きるべき者と死すべき者を分けよ」という要請に応えることにある。ただ、この問いに対して法や指針などで答えてきたのは政治家や法学者や医学者等であり、生命倫理学者はそれに「間接的」に関与しているだけである。さらに、現状の生命倫理学には、この「分割を迫る」ような「生権力システム」に対する批判的検討能力が欠けている（第一章）。

では、それより以前の議論にはどんな「多様性、可能性」があったのか。本書が評価するのは、生命倫理学が日本に導入される前、主に70年代の議論である。70年代には、たとえば科学技術そのものに対する「科学の原罪性」という問題設定や、生物学革命を「人間の尊厳の消滅」との関係で考える議論（第三章）、また出生前診断技術を「優生思想」として厳しく批判する議論などがあった（第四章）。ただ、これらは80年代以降の「バイオテクノロジーの国家プロジェクト化とバイオエシックス導入の大きな流れ」のなかで「かき消されて」しまった（第三章）。

では、どのように「かき消されて」いったのか。まず、70年代の諸議論の背景には、政府主導の「ライフサイエンス推進政策」があった。しかしこれらの議論は、70年代中盤には政策の「失速」とともに途絶えてしまう。その後、80年代前半に、ライフサイエンス推進政策が「国家戦略」として復活する。ここで「バイオエシックス」が過去の議論とは独立して導入された（第二章）。しかし、このときすでにライフサイエンスの「推進」はいわば既定路線であり、バイオエシックスにはその枠内で技術の「受容」にお墨付きを与える役割しか残されていなかった。

本書の議論を以上のようにまとめることができるとして、私はそれに意義を認めつつ、同時に問いたいこともある。

まず意義について。たしかに、既存の生命倫理学の議論の多くが「新たに科学技術によって問われる問い」を前提として、「生かすべき者と死なせるべき者」の線引きによって答えを与えようと

してきたことは事実である。そしてそこでは少数の議論を除いて、問いの前提とされている諸技術（臓器移植技術や出生前診断技術等）そのものを禁止するという選択肢は考慮されていない。そうしたなかで、議論の土俵そのものを問題視する可能性を（現状の議論の歴史的偶然性の指摘と相対化を通して）提示することには重要な意義があるだろう。

とはいえ、次のような問いも生じた。「生権力」や「科学批判」などの視座を入れることで、現状のものとは異なる規範的な主張（または法・指針・生き方等）が支持されるとしてそれは具体的にどんな主張になるのか。そしてとりわけ、その方が現状の主張よりも「よい」と言うとしてその根拠は何か、と。

もちろんこれは、本書の課題にとっては「ないものねだり」ではある。ただ、本書の「現状の生命倫理」に対する批判の実質的な内容を明らかにするためには、具体的な議論に即した検討が必要になるだろう。そしてそのためには、「既存の倫理学」の諸理論にも関与せざるを得ないだろう。

中西準子著
『原発事故と放射線のリスク学』
(日本評論社、2014年)

清水 右 郷

著者はリスク評価の専門家であり、これまで化学物質に関して定量的リスク評価を行うことやリスクトレードオフを考えることの重要性を指摘してきた。本書は、それらの論点を放射線のリスクに応用し、福島避難と除染の問題に対して独自の提案を行った力作である。以下では本書の要約に加え、リスクトレードオフを考える際に注意すべき点を述べる。

本書は5章からなり、1章では放射線リスクの理論的説明、2章では福島における放射線リスク評価と除染事業がまとめられる。これらの章では、科学的なリスク評価を説明するだけでなく政策上の問題が特定される。例えば、科学的知見としては、実効線量の定義や外部被ばく量の計算方

法、実際の空間線量の測定結果などがまとめられている。政策に直結する話題としては、国の外部被ばく量の評価方法が個人の被ばく量を過大評価しているという指摘や伊達市の除染担当者へのインタビューなどがある。リスク政策を考えるためのリスク管理の考え方は4章で紹介される。特に重要なのは「リスクトレードオフ」である。リスクトレードオフとは、あるリスクを削減するとき別のリスクが生まれることを意味する。これを考慮することを欠いて失敗した例として、鳥類への生態リスクを伴うDDTという殺虫剤の禁止がマラリアによる人間の死者を増やしてしまったことが紹介される。リスクとリスク、あるいはリスクとベネフィットのトレードオフを考慮することがリスク管理の基本になる。

3章と5章は他分野の専門家との対談が収録されている。3章では経済学者の飯田泰之と除染事業の便益を議論し、5章では社会学者の上野千鶴子と研究者の責任論などを語る。興味深いのは飯田の指摘である。飯田は除染後の帰還を前提する政策スキームは移住を望む人たちを不公平に扱うかもしれないと指摘する。移住を望む人にとって除染は便益をもたらさないからである。また、飯田は除染、集団移転、個別補償のいずれを選ぶかを住民の話し合いを経て決めるのが良いのではと示唆する。住民の意思の尊重という観点からは、飯田の指摘や示唆は重要だろう。

以上のように本書は様々な分野から広い話題を集めているが、初学者向けの入門書としては議論が拙速であり、専門書としては問題の体系的な整理が不十分であるように感じられる。それでも本書が特別な価値を持つのは、本書が科学的なリスク評価を踏まえた上で独自の除染目標値を提案しているからである。2015年3月の時点でも、長期の除染目標値として年間積算で1mSv以下の追加被ばく線量にすることが設定されている。著者の指摘するところでは、この目標値を除染によって達成することはほとんどの避難区域で技術的に困難であり、住民帰還時にこの目標値の達成が求められるなら多くの地域が実質的に帰還不能になってしまう (pp. 120-121)。そこで著者は、今後15年間でリスクの受容に関する二つの条件を提案

する (p. 134)。これらの条件を満たすには除染目標値は帰還時に年間5mSv程度で十分になり、多くの地域で技術的に達成可能だと著者は述べる。

本書は一貫してリスクトレードオフを考えることの重要性を唱える。リスクトレードオフは社会的意思決定を議論する上で重要な論点であり、例えば法学の分野では予防原則批判の文脈で議論されたりもしている (Sunstein, 2005, 邦訳, pp. 59-65)。しかし、リスクトレードオフを議論する際の前提として、トレードオフするリスクの範囲設定の仕方によってはある判断が合理的にも不合理にも見えることを考慮すべきだろう。このことはしばしば見逃され、本書でも十分に考慮されていない。しかし、不用意に特定の判断を不合理だと評して対立や混乱を招かないためには、適切な比較対象の設定を慎重に行う必要がある。例として「年一ミリシーベルトを守れないのだから、全員移住すべし」というのも間違いである。それは、年一ミリシーベルトを超えることのリスクが、帰還できないことのリスクを補うほど大きくはないからである」という本書の記述を考えてみよう (p. 132)。この記述はわかりにくいのが、著者の前著を参考にするとわかりやすい解釈が得られる (中西準子, 2012, pp. 59-66)。住民は、帰還か移住かの判断で、放射線リスクと移住リスクのどちらを取るか選ばなければならない。この移住リスクとは避難による苦痛であり、精神的・社会的なことを含むが、損失余命などの尺度で放射線リスクと比較できる。放射線リスクと移住リスクのこうしたトレードオフ関係を踏まえれば、当該箇所は「放射線リスクが移住リスクより小さいとき、移住するという判断は間違いである。また、ある量以下の外部被ばくによる放射線リスクは移住リスクより小さい。従って、年間1mSv以上の外部被ばくがある量以下におさまるとき、放射線リスクは移住リスクより小さく、移住するという判断は間違いである」と主張するように読める。

しかし、帰還か移住かを判断する際に本当に比較すべきは、放射線リスクと移住リスクではなく、「帰還リスク」と移住リスクではないだろうか。帰還リスクは放射線リスクを含むが、帰還先の生活に伴う心理的・社会的苦痛も含むだろう。例え

ば、2015年3月7日に公表された復興庁のアンケート調査を見ても、帰還するかどうかの判断で、避難住民が放射線リスクだけを考慮しているのではないことが明らかであり、考慮内容に心理的・社会的苦痛が含まれても不思議はない。また、一方の移住を選んだときの心理的苦痛をリスクとして認める以上、帰還を選んだときに心理的苦痛が伴うならそれらも同様に評価されるべきだと言える。帰還か移住かの判断が適切かどうかをリスクトレードオフの観点から述べるには、帰還リスクと移住リスクを適切に評価する必要があるだろう。

帰還リスクと移住リスクの比較を考えたときでも除染目標値は必要になる。将来の放射線量がいくらになるかわからなければ帰還リスクがどのくらいになるかもわからないからである。除染目標値を設定するために著者のあげる4つの基準（許容される〔放射線リスクの〕リスクレベル、いつ帰れるのか、技術的な限界、費用）は、ひとまず受け入れる価値があるだろう。また、それらの基準から見て、著者の提案は従来の目標値よりは理にかなっているように見える。より良い代替案を必要とする状況に対し、論争を恐れず具体的な提案を行う著者の態度に学ぶべきは多い。

参考文献

- Sunstein, Cass R (2005) *Laws of fear: Beyond the precautionary principle*. Cambridge University Press, (角松生史・内野美穂訳, 『恐怖の法則 予防原則を超えて』, 勁草書房, 2015年).
- 中西準子 (2012) 『リスクと向き合う 福島原発事故以後』, 中央公論新社.